

## 鳥獣捕獲等事業の認定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 8 第 2 項により認定の有効期間の更新をしたので、同条第 6 項の規定により準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり公示します。

### 認定鳥獣捕獲等事業者

名称 一般社団法人広島県猟友会

住所 広島市中区鉄砲町 4 番 1 号

代表者の氏名 國武 訓扶衛

有効期間 令和 5 年 1 月 31 日から令和 8 年 1 月 30 日